

# 奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務利用端末機器等の借入に係る仕様書

## 1. 調達概要

- (1) 目的  
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務に利用する機器等を借り入れる。
- (2) 内容  
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務に利用する機器等の借入一式
- (2) 借入期間  
平成30年8月1日から平成35年7月31日（60ヶ月）
- (3) 履行場所  
奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課
- (4) 納入期限  
平成30年7月31日

## 2. 調達機器の仕様

ノート型パソコン3式

マイナンバー利用事務専用端末 必要なソフトウェア等		
	品目	仕様
PC本体	マイナンバー利用事務専用端末	OS:Windows10 professional(64bit) CPU: Intel社製 Celeron2950M 2.0GHz メインメモリ: 4GB 内臓SSD: 容量128GB 内臓DVD-ROM装置: 読み込みのみ ディスプレイ装置: 15.6型、TFT液晶、WXGA表示
ソフトウェア	Office	Office2016Pro
	サーバー接続ソフト(クライアントライセンス)	Win Server 2016 CAL
	ファイル暗号化システム	DigitalArts社製 FinalCode自治体限定ライセンス(5年分)
	資産管理ソフト	SKYSEAClientView クライアントライセンス
	顔認証システム	ARCACLAVIS Ways デバイスライセンス
		ARCACLAVIS Ways 顔認証ライセンス
		ARCACLAVIS Ways トークンライセンス
	その他	プリンタドライバ、フリーソフト
機器類	LANケーブル(オレンジ色)	
	のぞき見防止シート	エレコム EF-PFF156W
	セキュリティワイヤー	エレコム ESL-371
	Webカメラ	ロジクール HDウェブカム G270

(補足)

1. パソコン本体は、同一製造メーカー、同一機種、同一品質であること。
2. パソコン本体及びすべての付属品は、新品であること。
3. 機器設置後、当県のNW上で問題なく動作することを確認すること。

## 3. 機器の搬入、設置、調整について

- (1) 平成30年7月31日までに機器を搬入すること。搬入場所については、奈良県福祉医療部こ

ども・女性局子育て支援課とする。

- (2) 機器は、平成30年7月31日までに調整を実施し、上記1の(1)目的に沿って問題なく運用できる状態にすること。ソフトウェアについては、奈良県情報システム課と適宜調整の上、インストール及び基本設定を行い、ライセンスは、「奈良県保有分の追加ライセンス」とすること。
- (3) NW環境については、設置場所にLANケーブル敷設済みのため、構築を要しない。
- (4) 機器等の設置及び納品にあたっては、搬入及びこれに付随する作業、部品及び消耗品に要する費用についても負担すること。

#### 4. 保守について

- (1) 機器等を良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するため、5年間の保守を行うこと。
- (2) 保守対応物件は、機器仕様に記載の物件全てとする。
- (3) 上記の保守は、業者に委託して行うことができる。ただし、保守作業を担当する業者が複数となる場合にあっては、保守に関する対応窓口は一元化し、県に届け出ること。
- (4) 障害時の対応は、祝日を除く月曜日から金曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）の8:30～17:15とする。
- (5) 障害発生時には、通知後2時間以内に復旧作業に着手し、原則として3日以内に復旧させること。持ち帰っての修理も可能（ただし、ハードディスクを除く）。早期に修理を完了させるとともに、修理期間中は代替品を提供すること。
- (6) ハードディスクの交換が必要となる場合は、ディスクは回収しない、又は、ディスクデータ消去証明書を発行し回収することとする。
- (7) 保守完了後は、障害内容、原因、講じた対策等について記載した書面を提出すること。
- (8) 保守に係る経費は別途負担しないので、交通費、作業費等の経費も含めた上で価格を積算すること。ただし、奈良県子育て支援課内で使用した電力料は、奈良県の負担とする。

#### 5. リース満了後の措置

賃貸借期間（再リース期間を含む）終了後は、機器等を撤去回収するものとし、その費用も負担すること。その際、ハードディスクのデータ内容を完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。